



14_年 4_{月号}



2月に大雪がありました。雪の重さで家がつぶれたり、車庫が壊れて落下し 車がへこんだりしました。この場合に税制上の措置がありますか?



あります。『災害減免』と『雑損控除』です。どちらも所得税の対象です。

- ・『災害減免』は所得税が全額免除されたり、軽減されたりします。 直接所得税が免除・控除されます。いわゆる『税額控除』制度です。他の 例には『住宅ローン控除』があります。
- ・『雑損控除』は、『災害減免』と違って、所得税の免除・軽減ではないです。 『生命保険料控除』や『社会保険料控除』のように所得税を算出する前に所 得から引かれる『所得控除』の一つです。



『災害減免』と『雑損控除』の所得税制上の違いはわかりました。他には どんな違いがありますか?



『災害減免』は、住宅や家財に損害を受けたときのみです。

その損害額が住宅または家財の時価額の2分の1以上あることが適用条件になります。その他に所得が1000万円を超えると『災害減免』は適用できません。災害の種類は、自然災害で、盗難や横領は適用条件にはなりません。

『雑損控除』は、日常生活を営む上での住宅・家財・衣類・現金などが損害を受けたときです。

災害種類は、風・水・雪害、冷害、噴火等自然災害による災害。火災、火薬類の爆発などが適用条件になります。その他に『災害減免』にない盗難や横領による損害も適用条件になります。





14_年 4_{月号}



『災害減免』、『雑損控除』の住宅や家財の内容を詳しく教えてください。



国税庁のHPによると、

『雑損控除』の対象の住宅、家財は、生活に通常必要な資産となっています。 対象外になる具体的な住宅・家財とは、別荘、1個または1組の価額が30万 円を超える貴金属、書画、骨とうなどです。また、棚卸資産や事業用の固定 資産は対象外です。

『災害減免』は住宅、家財のみです。対象外は『雑損控除』と同じです。



『災害減免』の所得税免除、軽減と『雑損控除』の控除額の計算方法を教えてください。



『雑損控除』

A=(差引損失額)-(総所得金額等)×10%

B=(差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円

- ※AとBの大きい方の金額が所得控除の雑損控除になります
- ※差引損失額の計算のしかた
- 差引損失額=損害金額+災害関連支出の金額-保険金などによって補填される金額
- |※損害金額とは:損害を受けた時のその資産の時価を計算した損害の額のこと
- ※災害関連支出の金額とは:災害により滅失した住宅、家財を除去するために支出した金額などのこと
- ※保険金などにより補てんされる金額とは:災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などのこと
- ※損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます

『災害減免』

所得金額の合計額	軽減又は免除される 所得税の額	
500万円以下	所得税の額の全額	
500万円超750万円以下	所得税の額の2分の1	
750万円超1000万円以下	所得税の額の4分の1	









『災害減免』と『雑損控除』を比較してください



●『災害減免』の事例

給与収入:500万円 給与所得額:346万円 所得金額:160万円

所得税:8万円(160万円×5%)

車庫の時価額 100万円 災害関連支出額 30万円

保険金による補てん額 20万円

●『災害減免』を適用した場合

損失額=100万円-20万円(保険金による補てん額)=80万円

車庫の時価額の2分の1=100万円÷2=50万円

車庫の時価額の2分の1=50万円より損失額=80万円が多いです。

●所得税の減免額

所得金額の合計額	軽減又は免除される 所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円超750万円以下	所得税の額の2分の1
750万円超1000万円以下	所得税の額の4分の1

所得金額(160万円)は上記の表の500万円以下なので所得税の額の全額が免除されます。所得税8万円が免除されます。









『雑損控除』はどうなりますか?



●『雑損控除』の事例

給与収入:500万円 給与所得額:346万円

所得控除額: 186万円(雑損控除を含む以前の所得控除額)

所得金額:160万円 所得税:8万円(160万円×5%)

車庫の時価額 100万円 災害関連支出額 30万円

保険金による補てん額 20万円

●雑損控除の控除額計算式

A=(差引損失額)-(総所得金額等)×10%

B=(差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円

※AとBの大きい方の金額が所得控除の雑損控除になります。

A={100万円(車庫の時価額)+30万円(災害関連支出額)-20万円(保険金)}

- {160万円(所得金額)×10%}=94万円

B=30万円(災害関連支出額)-5万円=25万円

雑損控除額は94万円になります。

雑損控除94万円が所得控除186万円にプラスされます。

所得控除額は186万円+94万円=280万円になります。

所得金額=346万円(給与所得額)-280万円(所得控除額)=66万円

所得税=66万円×5%=3.3万円になります。

この場合には『災害減免』の方が得です。

引用・参考資料: 国税庁HPより